

仕 様 書

環境政策局適正処理施設部施設管理課
(担当 船木、市場 電話 222-3964)

1 委託業務名

塔ノ森仮設グラウンド除草、樹木伐採剪定作業

2 除草作業日

契約の日の翌日から同年10月31日までの期間

3 作業箇所

南区上鳥羽塔ノ森上河原

除草、樹木剪定の場所、範囲、面積については【別図】のとおり

樹木伐採箇所については、【別図】、【参考写真】のとおり

4 作業日時

平日（月曜日～金曜日）の作業とする。

作業時間は午前8時から午後5時までとする。

5 業務内容

塔ノ森仮設グラウンドの除草及び樹木の伐採・剪定（除伐）作業を実施するもの。

6 除草等

除草位置は地表面から10cm以内とする。樹木伐採後は、切り口の薬剤処理をすること。

7 作業実施に当たっての注意事項

本作業の実施に当たっては、次の点に十分注意のうえ作業を進めること。

(1) 作業手順等

ア 指示後の各作業期間については、導入機器や作業人数等、具体的な作業計画を作成すること。

イ 作業計画に基づいた作業日程の遵守は当然のこととし、遅延等の発生防止のため、作業人員・体制を増強するなどのフォローアップ体制を整えること。

ウ 作業計画を作成するに当たって、気象条件、その他事由により作業が中止になることを考慮すること。それでもなお、作業日程が遅れる場合は、本市と協議すること。

エ 原則として、着手した作業場所については、完了するまで継続して作業を行うこと。

オ 作業実施に当たっては、従事作業員はもとより、グラウンド利用者や器物等に対して十分な安全対策を講じること。

カ 作業により事故が発生した場合、本市に事故発生の原因及び状況を速やかに報告すると

もに、相手方に誠意ある対応を行うこと。

(2) 安全確認について

作業の実施に当たり、事前に作業範囲の安全確認を行い、倒木のおそれのある樹木等異常を発見した場合、速やかに本市に連絡すること。

8 雑草等の処理

(1) 除草後の刈草及び剪定枝等

受託した業務により発生した刈草、剪定枝、伐採した樹木等については、速やかに受託者において処理すること。再資源化可能な剪定枝及び刈草については、原則、本市の再生処分の許可を持つ再資源化施設に搬入し、リサイクルすること。

(2) 不法投棄ごみ等

除草作業に支障を来す大型ごみ等の不法投棄があった場合、速やかに本市に連絡し、本市からの指示に従うこと。

9 完了報告等

(1) 作業前報告

各作業の着手前には、必ず本市の職員に連絡すること。

(2) 作業写真

各作業の完了後、速やかに作業の着手前及び完了後の写真を提出すること。

10 支払方法

契約期間の終了後、契約金額を、受託者からの適法な支払請求書を受理したときから30日以内に支払うものとする。

11 損害の賠償

受託者は、受託者の責に帰する理由により施設等を損傷させた場合、受託者の責任において復旧すること。また、事故等が発生した場合、原因及び状況等について速やかに文書にて報告すると共に適切な対策を講じること。

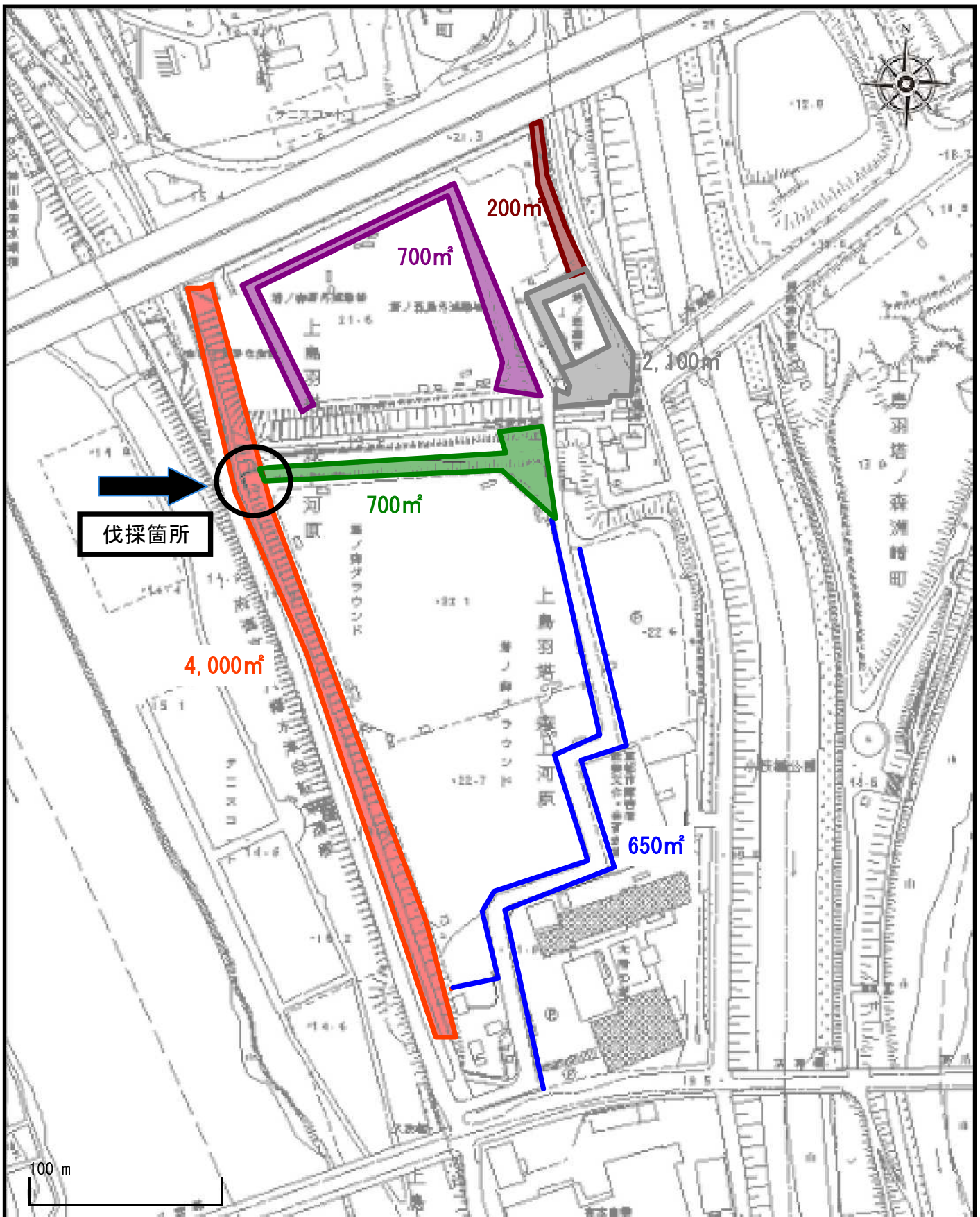
12 その他

(1) 受託者は、本市の合意がなければ、第三者に対して本契約により生じた権利義務の譲渡又は業務の再委託をすることはできない。

(2) 受託者は、当該業務に関わる範囲以外の場所に無断で立ち入らないものとする。

(3) 業務上における安全衛生に関する管理は、受託者の責任において、関係法令に従い行う。
また、事故等が発生した場合は、受託者の責任において処理する。

(4) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、双方協議のうえ決定する。



除草・樹木剪定作業実施総面積：8,350㎡

